

# 警備業法及び探偵業の行政処分結果の公表について

## □ 法律名

- ◎ 警備業法（昭和47年法律第117号）
- ◎ 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）

## □ 公表の対象とする行政処分

- 警備業
  - ☆ 認定の取消し
  - ☆ 指示
  - ☆ 営業停止命令
  - ☆ 営業廃止命令

- 探偵業
  - ☆ 指示
  - ☆ 営業停止命令
  - ☆ 営業廃止命令

\* ただし、指示については、当該被処分者が過去3年以内に指示を受け、又は過去5年以内にその他の処分を受けた場合に限るものとします。

## □ 公表の内容

- 認定の番号又は届出書の受理番号
- 被処分者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び主たる営業所の所在地
- 当該処分に係る営業所の名称及び所在地
- 処分の内容
- 処分年月日
- 処分の理由及び根拠法令
- 処分を行った公安委員会

## □ 公表の方法

- 北海道警察本部閲覧コーナーに公表の内容を記載した行政処分公表票を備え置きます。
- 北海道警察本部ホームページに掲載します。

## □ 公表の期間

当該処分の行われた日から起算して3年間とします。